

令和6年度千葉市健康づくり推進協議会
地域・職域連携推進部会議事録

1 日 時：令和7年1月14日（火）午後2時00分～午後4時00分

2 場 所：千葉市役所 2階 XL会議室201・202

3 出席者：（委員）

来村部会長、松浦副部会長、秋葉委員、石井委員、市橋委員、井上委員、柴田委員、白井委員、豊田委員、前田委員

（委員18名中10名出席）

※欠席 石川委員、石丸委員、篠原委員、中田委員、名田委員
水野委員、矢崎委員、山地委員

（事務局）

白井健康福祉部長、椎名健康福祉部技監、
高塚保健福祉総務課保健師活動推進担当課長、
和田健康推進課長、山田健康推進課歯科保健推進担当課長、
飯高健康推進課受動喫煙対策室長、金田健康支援課長、
塩原医療政策課課長補佐、小倉精神保健福祉課長、
野々村こころの健康センター所長、
松本緑保健福祉センター健康課長、石原健康推進課長補佐、
久保田健康推進課長補佐

4 議 題

（1）副部会長の選任について

（2）健やか未来都市ちばプラン（第3次健康増進計画）について、

（3）地域保健と職域保健の連携支援機関の健康課題と取組みについて

ア 各職域での健康課題

イ 各機関の取組み報告

（4）千葉市健康づくり推進事業所認証制度について

（5）その他

ア 令和5・6年度 地域・職域連携推進部会委員間における
連携・協働の取組みについて

イ 千葉市口腔保健支援センターについて

5 議事の概要

(1) 部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により松浦委員（千葉商工会議所）が副部会長に選任された。

(2) 健やか未来都市ちばプラン（第3次健康増進計画）について

ア 各職域での健康課題

石井委員（千葉労働基準監督署）が資料2-5に基づき説明を行った。

豊田委員（全国健康保険協会千葉支部）が資料2-1に基づき説明を行った。

イ 各機関の取組み報告

事務局より、健やか未来都市ちばプラン（第3次健康増進計画）について、資料1に基づき説明を行った。

(3) 地域保健と職域保健の連携支援機関の健康課題と取組みについて

ア 各職域での健康課題

石井委員（千葉労働基準監督署）が資料2-5に基づき説明を行った。

豊田委員（全国健康保険協会千葉支部）が資料2-1に基づき説明を行った。

イ 各機関の取組み報告

各所属より、地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて 資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5に基づき報告を行った。

(4) 千葉市健康づくり推進事業所認証制度について

事務局より、千葉市健康づくり推進事業所認証制度について 資料3-1、資料3-2に基づき説明を行った。

(5) その他

ア 令和5・6年度 地域・職域連携推進部会委員間における連携・協働の取組みについて

事務局より、令和5・6年度 地域・職域連携推進部会間における連携・協働の取組みについて資料4-1に基づき説明を行った。

イ 千葉市口腔保健支援センターについて

事務局より、千葉市口腔保健支援センターについて資料４－２に基づき説明を行った。

6 会議経過

午後２時００分 開会

(石原健康推進課長補佐)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、「令和６年度千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会」を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、健康推進課課長補佐の石原でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本部会の開催につきましては、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第７条第７項の規定により、委員及び臨時委員の半数以上の出席が必要でございます。委員総数１８人のうち、１０人のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、千葉市情報公開条例の規定により、千葉市の審議会などの会議は原則公開となっておりますので、本部会につきましても、公開での開催とさせていただきます。また、議事録につきましても、確定後、千葉市ホームページなどで公開しますので、あらかじめお知らせいたします。

それでは、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 千葉市健康づくり推進協議会 地域
- ・ 職域連携推進部会 委員名簿
- ・ 事務局名簿

資料１ 健やか未来都市ちばプラン（第３次健康増進計画）説明資料

資料２－１ 令和５年度協会けんぽ千葉支部の医療費・健診結果の現状評価について

資料２－２ 地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて

資料２－３ ちば基準協会だより

資料２－４ 働く人のメンタルヘルスチェック&ヒント

資料２－５ 身近にある職場の危険～転倒災害を防止しましょう～

資料３－１ 千葉市健康づくり推進事業所認証制度

資料３－２ 令和６年度千葉市健康づくり推進事業所 出前講座一覧

資料４－１ 令和５・６年度 地域・職域連携推進部会委員間における連携・協働の取組みについて

資料４－２ 事業所でのお口の健康セミナー

参考資料１ 千葉市健康づくり推進協議会設置条例

参考資料２ 千葉市健康づくり推進協議会の検討体制

以上の資料をお配りしています。お手元の資料に過不足などはございませんでしょうか。

それでは、会議の開催にあたりまして、健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

（白井健康福祉部長）

皆様、こんにちは。健康福祉部長の白井でございます。

本日は、ご多用のところ、千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の保健衛生行政をはじめとして、市政各般にわたり、ご理解・ご協力を賜っていること、心より感謝を申し上げます。さて、本部会は地域保健と職域保健を担う機関が一堂に会しまして、健康情報やそれぞれの事業・課題等を共有し、お互いをよく知ること、連携を深め、より効果的・効率的な保健事業の展開につなげることを目的としています。今年度の９月に策定しました「健やか未来都市ちばプラン（第３次健康増進計画）」では、基本目標の一つであるライフコースを見据えた健康づくりにおいて、「青年期・壮年期」として就労世代の健康づくりを一つの施策分野とし、健康的な生活習慣の定着、生活習慣病予防やメンタルヘルス対策などに関する健康目標と具体的な取組みを位置付けています。就労世代の多くは、一日の大半を職場である事業所で過ごすため、一人ひとりへの働きかけだけでなく、事業所組織としての健康づくりの取組みも非常に重要となります。そのような中で、本部会では、昨年度改正した「健康づくり推進事業所認証制度」の普及啓発や事業所支援の取組みなど、委員の皆様と連携・協働し、事業所の健康経営を一層推進しているところでございます。本日の部会では、地域保健と職域保健の連携支援機関の健康課題と取組みについて、各機関からご報告いただき、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。以上、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

(石原健康推進課長補佐)

続きまして、今年度、新たに委嘱された委員を御紹介させていただきたいと思いをします。

佐久間委員に代わりまして、千葉商工会議所常務理事、松浦良恵委員でございます。その他の委員につきましては、昨年度から変更はございませんので、恐れ入りますが、お手元の委員名簿にて御確認いただき、紹介は、省略させていただきます。

なお、千葉労働基準協会・石川委員、千葉大学大学院看護学研究院・石丸委員、千葉県栄養士会千葉地域事業部・篠原委員、千葉産業保健総合支援センター・中田委員、健康保険組合連合会千葉連合会・名田委員、千葉市地区労働者福祉協議会・水野委員、千葉市薬剤師会・矢崎委員、公募委員・山地委員につきましては、本日、欠席との御連絡をいただいております。事務局の職員につきましては、お手もとにお配りしております、名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。議事の進行につきましては、条例において、部会長が行うこととなっております。来村部会長、よろしく申し上げます。

(来村部会長)

それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。

はじめに、議題(1)「副部会長の選任について」ですが、副部会長の選任につきましては、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第7条第4項の規定により、委員及び臨時委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

《市橋委員挙手》

(来村部会長)

市橋委員、お願いいたします。

(市橋委員)

副部会長には、市の職域保健を力強く推進し、公正不偏の立場から地域商工業者の発展に大変ご尽力いただいている、千葉商工会議所の松浦委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(来村部会長)

ただ今、市橋委員から、副部会長に松浦委員とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。ではご異議がないようなので、皆様拍手をもってご賛同いただけますでしょうか。

《拍手》

それでは、松浦委員、副部長、席にお願いします。

松浦委員には、お席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をお願いいたします。

(松浦副部長)

皆様のご推薦をいただきまして、副部長を仰せつかりました千葉商工会議所 常務理事の松浦でございます。

地域保健と職域保健の連携推進のため、来村部長を補佐し、円滑な部会運営に努めてまいりますので、どうぞ皆様よろしくお願い申し上げます。

(来村部長)

それでは、議事に入る前に、本部会の議事録の署名人についてですが、部会長の署名によることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

ご異議がないようですので、部会長の署名によることといたします。

それでは、議題2「健やか未来都市ちばプラン（第3次健康増進計画）について」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

(和田健康推進課長)

健康推進課長の和田でございます。

議題（2）健やか未来都市ちばプランについてご説明します。失礼して着座にて説明させていただきます。市の健康増進計画であります「健やか未来都市ちばプラン」につきましましては、昨年度の本部会では第2次計画の最終評価についてご報告させていただきました。第3次計画は、千葉市健康づくり推進協議会での審議やパブリックコメント手続きを経て、昨年9月に策定・公表致したところでございます。本日は時間の都合上、すべての事項を説明することはできませんので、計画冊子は使用せずに、計画の概要と、地域・職域連携推進部会に関わりの深い分野を中心にまとめた資料1に基づき説明してまいります。資料1をご覧ください。

2ページの「計画策定の背景」ですが、千葉市の平均寿命と健康寿命は、グラフのとおり着実に伸びていますが、平均寿命と健康寿命の差を健康でない状態で過ごす期間、これを「不健康な期間」と位置付けて、この期間が短くなる

ことを目指しているのですが、男女ともに改善が見られませんでした。100歳まで生きることがめずらしくない現代においては、棒グラフ上段の薄い緑の健康寿命をもっと押し上げて、濃い緑の平均寿命との差を縮め、健康でいる期間を長くしていくことが重要になります。

3ページは、前計画の最終評価の一覧です。昨年度の本部会でもご説明しましたので、本日は詳しい説明を省略させていただきますが、「がん」や「糖尿病」など結果が改善した指標もありましたが、オレンジの四角で囲っている「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」などの分野では、「変化なし」や「悪化」した指標が多い結果となりました。この傾向は概ね国と同様のものとなります。

これを受けて4ページでは、「栄養・食生活」「身体活動・運動」や「休養」など、前計画の最終評価の中で明らかになった課題の改善に向けた取組みの方向性として、生活習慣の改善などの一次予防の取組みや、検診などによる病気の早期発見や重症化予防などの二次予防と、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりが重要であると位置づけております。ライフコースアプローチとは、今年度から取組みが始まりました、国の第3次となります「健康日本21」において示された概念です。胎児期から高齢期までの生涯を見据えた健康づくりに取り組んでいくことが重要という考え方です。

5ページの「計画策定の目的」です。これまで申し上げてきた背景を踏まえ、「疾病の発症予防・重症化予防に重点をおいた健康づくりの施策」と、「成育過程にある人及びその保護者等が健やかに暮らせる社会づくりの施策」を総合的・効果的に推進するため、市民や行政・関係機関・団体等が一体となって取り組むための行動計画として策定するものです。

6ページの「計画の位置づけ」ですが、本計画は健康増進法に規定する「市町村健康増進計画」であり、千葉市では第3次計画となります。市民の健康づくり運動を総合的に推進するための指針であり、千葉市基本計画に位置付けている施策を実現するための行動計画として、国の「健康日本21」と「成育医療等基本方針」の基本的な考え方を踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させた本市独自の計画となります。

7ページですが、「計画期間」は、国や県と同様、今年度から令和17年度までの12年間とし、途中、令和11年度に中間評価を実施し、計画の一部見直しを、令和16年度に最終評価を実施する予定です。

8ページには「基本理念」を、9ページには「基本目標」を記載していま

す。今回の計画では、国の健康日本21の要素を反映しまして、3の「ライフコースを見据えた健康づくり」や、健康の関心度にかかわらず、4の「誰もが健康になれる環境づくり」を基本目標に位置付けております。

10ページには計画の全体構成を掲載しております。本日は時間の関係上すべてをご説明することが難しいため、「第2章 健康目標」の中から「3 ライフコースを見据えた健康づくりの推進」及び「4 誰もが健康になれる環境づくり」についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。「ライフコースを見据えた健康づくりの推進」においては、胎児期から高齢期までありますが、本部会の対象である就労世代「青年期・壮年期」についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。「青年期・壮年期」の主な課題として、「20～40歳代でバランスの良い食事・野菜摂取等の割合が低く、食への意識が低い」「64歳以下で運動習慣者の割合が低い。」「睡眠で休養がとれている人の割合は、女性と50歳代男性で低い。」「20歳代の歯肉炎や、40歳代・60歳代の進行した歯周炎を有する人の割合は、前計画から改善されていない。」といった生活習慣の改善と、「生活習慣病や身体機能の低下のリスクが増加する時期であること」や、「自殺、がん、心疾患、脳血管疾患が死因の多くを占めること」などから、生活習慣病の予防・重症化予防とメンタルヘルスの取組みを課題として挙げており、それぞれの課題に対応する指標は、特定健康診査の受診率やメタボリックシンドロームの割合など、右の表のとおりです。課題に対する市民の取組みとしては、定期的に健診を受け、生活習慣の改善や自身の健康管理に努めること。関係機関等の取組みとしては、仕事や子育てに忙しく、時間の余裕が少ない世代ですので、事業所を始め関係機関と連携し、正しい情報の周知や普及啓発を行うことなどを挙げております。

13ページをご覧ください。誰もが健康になれる環境づくりの推進について、①地域社会とのつながり、②多様な主体による健康づくりの順でご説明いたします。

14ページをご覧ください。「①地域社会とのつながり」ですが、主な課題として、「子育て・就学・就労・退職後と、生涯を通じて社会との関わりを継続できる仕組みづくりや取組みが必要」他1点を挙げ、それぞれの課題に対応する指標は右の表のとおりです。ここに記載の「共食」とは、家庭で家族と過ごす場だけでなく、職場においても同僚の方などと食事をすることも含んでおりまして、共食の頻度が高いと野菜等の摂取頻度が高く、不健康な食事や朝食

の欠食が少ないことが報告されており、職場も含めた地域社会全体で取り組む必要があります。課題に対する市民や関係機関の取り組みとしては、ご覧の2点を記載しております。

15ページ「②多様な主体による健康づくり」ですが、主な課題として、「健康への配慮が後回しになりがちな就労世代に対する取り組みとして、事業所における健康経営の推進が必要であること」の他、2点を記載しており、それぞれの課題に対応する指標は右の表のとおりです。

課題に対する市民の取り組みとして、生涯を見据えて主体的に健康づくりに取り組むこと、関係機関等の取り組みとして、取り組みの主体がそれぞれの立場で、また連携して健康づくりに取り組み、健康の関心度に関わらず誰もが健康になれる環境づくりを進めることとしています。

具体的には事業所が主体的に従業員の健康づくりである健康経営を進めていくこと、その支援の一つである千葉市健康づくり推進事業所認証制度の推進などを挙げております。

最後に16ページをご覧ください。こちらは本計画の推進体制を表したものとなります。市民一人ひとりが自身のライフコースを見据え、主体的に健康づくりに取り組むためには、健康づくりに取り組みやすい環境を整えていく必要があります。その推進においては、行政だけでなく地域、学校、事業所や職域保健も含めた保健医療関係機関との相互の連携が不可欠です。

市民や行政・関係機関・団体・事業所等が一体となり、特に就労世代においては本部会の皆さまと連携・協働し、市民が生涯にわたって心豊かに暮らせる「健やか未来都市 ちば」を目指していきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

(来村部会長)

ありがとうございました。

それでは、議題2について、ご意見やご質問等、ございますでしょうか。

《意見・質問なし》

続きまして、議題3「地域保健と職域保健の連携支援機関の健康課題と取り組みについて」のうち「ア 各職域での健康課題」についてご報告をお願いします。まず、千葉労働基準監督署 石井委員よりお願いいたします。

(石井委員)

千葉労働基準監督署、安全衛生課の石井です。私の方からは、労働基準監督署が行っております、労働基準行政について、こちらの地域職域に係る部分と

してお話させていただきます。資料 2－5「身近にある職場の危険～転倒災害を防止しましょう」をご覧ください。

現在、職場での労働災害のうち、3割が転倒災害、それから腰痛もあって、行動災害と言われるものでは益半数を占めていると現状です。これまで労働基準行政としては、この資料の下半分ハード面の対策と言われる段差の解消と、床の状況とか、そういったところについては、監督署として行ってきたが、これをやっても労働災害の増加が止まらないというところから、その下の部分、ソフト面の対策ということで、労働者の方の身体機能の維持向上を今後の手段として行っていきます。「転倒・腰痛予防」や、「いきいき健康体操」のQRコードを入れてあります。この資料の裏面には、エイジフレンドリーと言いまして、高齢労働者の労働災害防止対策をまとめているもので、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握のQRコードを入れて、体力チェックの実施などというところで、各事業場の方にお配りさせていただいて、労働者の方の身体機能の維持向上ということで、こちらのプランで、運動の部分で関わってくるというところ です。

また、メンタルヘルス対策の取り組みで、この資料の2枚目に、労働基準監督署で請求が上がって認定している精神障害の件数を、棒グラフの赤色が労災として認定された件数になっています。年を追うごとに右肩上がりで増加しているというのが現状になります。これに対して、労働基準行政として一番の取り組みは、裏面にありますストレスチェックです。現状、50人以上の従業員の事業所に対して義務として行うところです。95%を超える率で実施をしているものの、50人を下回る49人以下の事業所、赤い点線で囲まれているところをご覧くださいと、実施率がまだまだ非常に低い状況になります。厚生労働省でも義務化を検討されるという話も出てはいるけれども、もうしばらく先の話になると思いますので、今後も周知、確認を考えているところです。以上です。

（来村部会長）

ありがとうございました。

次に、全国健康保険協会千葉支部 豊田委員よりお願いいたします。

（豊田委員）

全国健康保険協会千葉支部（協会けんぽ千葉支部）の豊田と申します。

お手元の資料 2－1「令和5年度協会けんぽ千葉支部の医療費・健診結果の現状評価について」に基づき、今後の課題等についてご説明していきたいと思

います。時間も限られているのでポイントを絞って本日はお伝えしていきますので、その他の資料については後程お読み取りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

資料の3ページ目をご覧ください。

「1. 千葉支部の業態別の事業所数、被保険者数について」、私ども、協会けんぽ千葉支部に加入されている事業所数は、令和5年3月末時点で、9万7,218社、被保険者数は、64万2,241人となっております。

ここに扶養のご家族様も加えると、加入者数は合計で約102万人となり、こちらの方々に向けて、保健事業等を実施している状況です。

この3ページ目の被保険者数欄には業態別で、被保険者数が記載されておりまして、割合で言いますと、1位が、左側の総合工事事業と職別工事業、設備工事業を合わせた16.62%。2番目が、右側の社会保険・社会福祉・介護事業の14.13%。3番目が、道路貨物運送業、その他の運輸業で、8.06%です。この3業態に着目して現状評価について触れていきたいと思います。

10ページ目をご覧ください。「6. 業態別の健診対象者数、健診受診者数について」、協会けんぽでは、35歳以上の被保険者の方に向けて、生活習慣病予防健診という名称で健診を実施しています。上段が35歳以上被保険者健診対象者数、下段が、健診受診率となっております。全業態での受診率の平均値は52.3%となっており、工事事業関連は平均値を割っております。運送業や社会保険・社会福祉・介護事業について、平均値以上の受診率になっています。実際に受診された方々の健診結果や問診結果に基づいた状況については、11ページ目をご覧ください。「7. 千葉支部の健診結果・問診結果の状況について」右下の図をご覧くださいますと、運動習慣改善要素保有者の割合以外は全国平均と比べ高くなっています。その中でも喫煙者の割合というのが最も高く、次いでメタボリックリスク予備群、BMIのリスク保有率、腹囲のリスク保有率等の、メタボに関連する項目すべて高くなっている状況です。この傾向は令和4年度、令和5年度ともに変わりはありません。

次に、13ページ目をご覧ください。「8. 健診結果データの支部別特徴の要約（Zスコア）について」一部例外もありますが基本的にはこのZスコアで高い位置に該当する＝悪い状況ということになります。千葉支部における健診結果データの特徴を見ていくと、メタボリックシンドロームに関する項目は軒並みZスコアが高くなっている状況です。左側の方に腹囲やBMI、右側の方にメタボリックシンドロームの該当者、予備群該当者（割合）が表示されてい

ます。

14 ページ目「9. 問診結果データの支部別特徴の要約（Zスコア）について」問診結果データの特徴についてまとめています。令和4年度も同様の傾向でしたが、咀嚼能力「殆ど噛めない」（割合）において、特に男性のZスコアが高く、また食習慣に関する項目（就寝前の2時間以内の夕食あり、朝食を抜く習慣あり）、喫煙習慣ありが高くなっています。

グラフの真ん中あたりに、咀嚼能力について、左側の方に喫煙が載っています。口周りの問題が千葉の場合は特徴的な課題として挙げられるかと思えます。

19 ページ目以降に腹囲リスク、血圧リスク、咀嚼リスクを載せておりますが、いずれについても、運送業や社会保険・社会福祉・介護事業が高い状況です。こちらの図の見方としては、上側が業態ごとリスクの保有率になっております。腹囲のリスクが一番高いのが、運送業関連、次いで、工事事業関連となっております。

社会保険・社会福祉・介護事業については、腹囲リスクの保有率自体は低い状況となっております。ただ、下側の図「腹囲リスクの保有率（平均値に対する影響内訳）」をみると、加入者数等が多い関係でやはり社会保険・社会福祉・介護事業を含めた3業態が高いため、リスク保有率の平均を下げるための働きかけはこれらの業態に絞った対応も必要になってくると考えられます。20 ページの血圧リスク、21 ページの咀嚼リスク、22 ページ目の喫煙者の割合についても同様の傾向がみられ、昨年度は業態別でのアプローチが十分ではなかったので、3業態にターゲットを絞ってアプローチをしていく必要があります。

次の23 ページ目「12. 協会けんぽ千葉支部の健康問題の構造」は昨年もご覧いただいている図ですが、今後はターゲットとする業態（運輸業、建設業、介護事業者）に着目して効果的なアプローチを検討していきます。図の見方は、下から生活習慣について基づいた問題点、「喫煙率が高い」「就寝前2時間以内の夕食」「朝食抜き」「噛みにくい」「殆どが噛めない」の割合が高いという問題から始まり、最終的に、虚血性心疾患、脳卒中、糖尿病の合併症といった医療面での問題に繋がります。医療面での問題に至る前に各段階でその要素に対してアプローチをしていき、加入者のQOL低下、事業所の生産性低下を防ぎ、協会けんぽの医療費増に繋がらないように、ターゲットを絞った取り組みを今後実施していく必要があります。協会けんぽの現状評価から見た

健康課題、今後の取り組みへの考えについては以上になります。

(來村部会長)

ありがとうございました。

地域保健と職域保健の健康課題がある程度明確になったと思いますので、健康課題の解決に向け、今後より一層連携した取り組みを展開できればと思います。続いて、「イ 各機関の取組み報告」についてですが、本部会では「健診受診率向上・健康づくり対策」「たばこ対策」「メンタルヘルス対策」の3項目を主に取り組んでおります。ここでは資料2-2に基づき、項目ごとに各機関の皆様が取り組まれている事業についての報告をお願いいたします。まず、健診受診率向上・健康づくり対策に係る取組みについて、全国健康保険協会千葉支部豊田委員よりお願いいたします。

(豊田委員)

資料2-2の20ページをご覧ください。大きな取り組みとして2つございます。1つ目の事業名称「健康な職場づくり宣言（健康づくりの推進に向けた保険者と事業主のコラボヘルス）」は千葉市と協力して取り組んでいる部分も多々あります。加入事業所に対して、従業員が健康で長く働き続けられるように禁煙の促進に関する案内、各関係団体の協力をいただいた上で健康に関するセミナーを事業所に向けて実施しています。令和6年3月末時点で宣言事業者数が1,327社となり、前年から167社増加しています。

2つ目に事業名称「特定健康診査とがん検診の同時実施」、こちらの対象は被扶養者です。例年、木更津市が実施している肺癌検診の集団健診実施会場にて協会けんぽの被扶養者を対象とした特定健診をあわせて実施しています。令和5年度は162人受診し、引き続き継続していく取り組みとなっております。千葉市とは、過去に同時実施を開催しておりましたが、コロナ等の影響もあり開催が見送りとなっていました。お互いに合同実施を再開できたらと調整を続けており、令和7年度からは千葉市のがん検診と、協会けんぽの特定健康診査について、集団健診での同時実施を再開する方向で、健診機関も含めた3者で調整しております。千葉市の皆様にはご理解ご協力いただきましてありがとうございます。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。協会けんぽの取り組みは、以上です。

(來村部会長)

ありがとうございました。

次に、千葉県看護協会 井上委員よりお願いいたします。

(井上委員)

千葉県看護協会の井上です。資料2-2の資料18ページ、「まちの保健室」の紹介をします。この事業は、日本看護協会が企画提案をしたもので、住民の方々が気軽に自分、或いは家族の健康について相談ができる場を提供することで健康問題が解決できるように支援する。それとともに、地域の健康課題を取り上げて、予防という観点から健康教育等を実施して、健康増進に取り組めるように支援をする。

この事業のネーミングは生活の場に一番近いところで開催をしようということから、学校に保健室があるのと同じように地域の保健室があっているのではと「まちの保健室」にしました。各都道府県看護協会が地域の実情に合わせた方法で全国的に展開をしています。

千葉県看護協会においての実施内容は、私ども看護協会は協会組織として県内に12の地区部会を設置しています。この地区部会ごとに、地域の特徴をとらえた活動を展開しています。開催方法は定期的に一定の場所で開催する常設型と、自治体等のイベントの場を活用させていただいて開催をするイベント型という実施の方法。千葉市は、千葉地区部会がこれを実施して、市民健康づくり大会で場所を借りて、健康相談を実施した他、ショッピングモール等を借りて、そのフロアで健康相談等を実施しています。対象は、近隣の千葉市民の方が中心ですが、対象地区部会の地域に限定していませんので、すべての方を対象で地域外の方もいる可能性もあります。

令和5年度の実績は開催回数を2回、参加者数は996人の方が参加しています。このようなことを毎年繰り返し実施し、令和7年度に向けて、地域の課題に基づいた計画を計画中です。決まりましたら当協会のホームページを通じて、お知らせしたいと考えています。説明は以上です。

(來村部会長)

井上委員ありがとうございました。

次に、千葉労働基準協会 石川委員より報告を予定しておりましたが、急遽本日欠席のため、私からご報告させていただきます。資料2-3をご覧ください。「労務安全衛生大会」は毎年開催し、今年で31回目となります。会員事業所を対象に自薦・他薦により決定しており、表彰された事業所の活動内容等を資料のとおりまとめて「ちば基準協会だより」に掲載し、全会員事業所に展開しています。千葉労働基準協会の報告は以上となります。

次に、千葉市の特定健康診査事業・特定保健指導事業等について事務局より

お願いいたします。

(金田健康支援課長)

健康支援課です。資料2-2の5ページをご覧ください。

特定健康診査事業・特定保健指導事業です。対象は国民健康保険の保険者の方で、40歳から74歳の方です。被保険者の健康保持増進のために、令和6年度から11年度まで、第3期千葉市国民健康保険データヘルス計画を策定して、計画の方針に沿って実施しています。事業内容は、特定健診はメタボリックシンドロームのリスクの早期発見を目的とした健診になり、特定保健指導は健診結果から高血圧症、脂質異常症（高脂血症）、糖尿病といった生活習慣病リスクが高い方に、これらの疾病の予防をするため、生活習慣の改善について医師や保健師、管理栄養士等の専門職が指導を行っています。特定健診の受診シールの受診券を毎年5月頃に対象の方に個別発送します。その受診券シールを市内医療機関に持参して、自己負担500円で受診することができ、保健指導は受診した医療機関で行っています。委託する民間事業者からも、無料で受けることができます。一部の方にはスマートウォッチを活用した保健指導も行っています。

実績は資料の通りになります。年に1回、国の法定報告値を挙げています。特定健康診査はコロナの影響で、令和3年度が近年、最低値となっていますが、そこと比較しますと少しずつ受診者回復傾向です。

受診率向上の取り組みは、はがきや携帯電話番号のショートメッセージ、電話などで受診勧奨を行っています。はがきによる勧奨はナッジ理論を活用して、何パターンを、解消の内容を書いておりまして、受診の頻度ですとか、年代等によって、受診しようという気持ちを起こさせるような勧奨はがきを作成する工夫をしています。

特定保健指導は、ご覧の通り、実質施行し、令和3年の最低値から比較して、18.7%と変化しています。まずは保健指導を受けていただくという勧奨が課題です。下段の方が、健診結果のうち医療が必要な方と判断された方を対象に、色々なご案内の通知の他、個別訪問等による保健指導を行っています。実績指導受診率ですが、若干低下している傾向ですので、指導した後の受診率が下がっていますので、受療勧奨の内容、指導内容が課題です。

6ページには健診結果の情報提供事業で、受診率向上の取り組みに資する事業です。自費で受けた人間ドックや職場研修の特定健康診査以外の健診結果を市に提供していただき、健診の受診率に反映しています。提供していただいた

方に対して、クオカード、千葉シティポイントが500円をインセンティブとして付与しています。実績も資料の通り、令和5年度は昨年度と比較して件数が少なめとなっています。事業を知っていただくことが課題ととらえて、取り組みとしては、商業施設の方にポスターやデジタルサイネージで周知し、庁内関係課と協力して保育施設、福祉施設等の職員向けに周知しているところであります。以上となります。

(来村部会長)

ありがとうございました。

次に、たばこ対策について、事務局よりお願いいたします。

(和田健康推進課長)

健康推進課でございます。

千葉市で実施しております「禁煙外来治療費助成事業」について、着座にてご説明させていただきます。

資料2-2の28ページです。こちらの事業は、平成30年度より「千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成事業」という名称で、妊婦と同居又は15歳以下の子どもと同居する市民を対象に開始しましたが、令和4年度に対象者を拡充して、これらの条件をなくして資料に記載のとおりといたしまして現在に至ります。また、対象者の拡充と合わせまして助成額についても、1万円を上限として対象経費の2分の1の助成から、令和4年度に1万円を上限として全額助成に変更しています。その影響もあり、交付件数は年々増加し、令和5年度は84件となりました。

多くの方に本事業を知っていただくため、千葉ロッテマリーンズやジェフユナイテッド千葉などのプロスポーツ公式戦のホームタウン千葉市デーや、区民祭り等の健康の関心度に関わらず市民が多く参加するイベント、青少年フェスタ等の親子で参加するイベントに職員が出向き、周知啓発を行い、子どもを通してその保護者に対してもたばこの害と禁煙方法や本制度の周知を行っています。

千葉市では40歳代の男性の3人に1人は喫煙者という状況であるため、青年期・壮年期の方に対する一層の取組みが重要だと考えています。次年度に向けて、更なる周知やアプローチの方法に関して検討してまいります。

委員の皆様におかれましても、引き続きご協力をお願いいたします。私からの説明は以上となります。

(来村部会長)

ありがとうございました。

次にメンタルヘルス対策について、千葉市地域産業保健センター前田委員から説明をお願いします。

（前田委員）

千葉市地域産業保健センターの前田です。資料は2-2の23ページになります。事業内容は「法定健康診断後の医師の意見聴取への対応」は従業員50人未満の中小企業に健康診断の結果に基づき、当センター登録産業医が意見を述べる形となっています。令和5年度の実績は269か所の事業所で3,934人の利用があります。

24ページ「長時間労働に対する面接指導」は一カ月に残業時間が80時間を超えた方について医師の面接指導は年18件ありました。

「個別訪問保健指導」は産業医もしくは保健師、コーディネーターが各事業所訪問して指導、助言を行っています。令和5年度は15回、相談件数443件。

「脳・心臓疾患リスクの高い労働者に対する保健指導及びその他の保健指導」については産業医の意見聴取の対応時にリスクが高い者に保健指導を実施しています。令和5年度は132か所の事業所に、3,079人、実施しています。

（来村部会長）

前田委員ありがとうございました。

続きまして、千葉商工会議所 松浦委員よりお願いいたします。

（松浦委員）

千葉商工会議所松浦です。資料2-2の14ページをご覧ください。

商工会議所で行った事業のうち、実績等の下の方「②職場のかんたんメンタルヘルス」で、会員企業向けに毎月「夢シティーちば」という会報誌を作成して発送しています。令和5年4月から「職場のかんたんメンタルヘルス」ということで日本メンタルアップ支援機構による原稿を、掲載テーマに従って原稿を寄せていただき、通年で毎月連載をして職場のメンタルヘルスについて周知、広報をしています。以上です。

（来村部会長）

松浦委員ありがとうございました。

続きまして、「夜間・休日の心のケア相談」について事務局よりお願いいたします。

(小倉精神保健福祉課長)

精神保健福祉課です。着座にて失礼いたします。

精神保健福祉課は精神障害者手帳など、精神障害者福祉に関わる各種施策の他、精神障害者の措置入院に関すること、自殺対策、ひきこもり支援などを所管しております。

資料2-2の35ページの下段、「夜間・休日の心のケア相談」は、ヘルス関係の相談の中で最も件数が多い事業です。本事業は、新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期に、国の補助金を活用して開始した事業で、事業者に業務を委託し、電話相談の他、LINEによる相談を実施しています。開設日は平日の17時から21時、土日祝日の13時から17時です。平日の日中に相談したい方は、各区の保健福祉センターの健康課、或いはこころの健康センターが対応しています。

実績は電話LINE合わせて資料の通り、令和3年度の2,891件から令和5年度には5,626件、1日平均で15.4件まで大きく増加をしています。増加した要因は様々な媒体を使って事業の周知をしているので、その効果ではないかと考えています。時期やタイミングによっては混雑で繋がらない場合もあると聞いていますが、令和6年度の相談件数は総数では減少していますので、引き続き、動向を注視しているところです。今後もし混雑が顕著になるようであれば拡充を検討していきたいと考えています。

令和5年度における相談の詳細について、相談者の約7割が女性。年齢層は、電話では30代、60代が多く、LINEでは50代、20代が多い状況です。

相談の内容は、家庭関係、或いは経済的な問題の悩みが多く、不安を感じている、抑うつ状態にあるという方が多い状況です。また約5,600件のうち、277件が自殺念慮を訴えるものでした。年に数件ですが、自殺の手段をはっきりと確保している、例えばロープを準備している、ビルの上にいるような具体的な自殺の手段を確保しているなど、相談員が、これは実効性が高いと判断した場合は、当課にも緊急連絡が入るようになっていて、警察に通報し、対応を依頼している場合もあります。令和5年度は1件のみ、令和6年度は4件、ただしこれは同じ方が4回ですが警察署と連携の上、対応しています。説明は以上です。

(來村部会長)

ありがとうございました。

続いて「自殺対策普及啓発事業」について事務局よりお願いいたします。

(野々村こころの健康センター所長)

こころの健康センター野々村です。

資料の2-4「働く人のメンタルヘルスチェック&ヒント」をお配りしています。本センターでは、自殺対策普及啓発事業として、健康づくり推進事業所に認証されている事業所を中心に、71の事業所の方々に、この「働く人のメンタルヘルスチェック&ヒント」リーフレットを配布しています。

平成29年度に作成したものを昨年度リニューアルしたもので当センター主催の市民向け講演会の方でも配布をしています。今年度は合計3,790万部を配布しています。今後、公民館にも配架予定としています。勤労世帯向けの内容となっています。また様々な相談先も掲載しています。こころの健康センターへメールでご利用いただければ、送付をします。

他に本センターで自殺予防に関わる事業としては、資料2-2の34ページをご覧ください。学校、庁内及び関係機関の職員に対するゲートキーパー養成研修を実施しています。ゲートキーパーは、悩んでいる人や、自殺危機にある人に声をかけて話を聞いて、必要な支援をつなげて守っていくという存在で令和5年度は合計4回実施しています。参加延人数は79名。また同様の趣旨の研修を、大学生を対象に行い、令和5年度は淑徳大学にて100名の学生が参加をしています。

資料2-2の34ページの「こころの電話」は、平日常設電話回線でして傾聴を主体とした電話です。心が疲れたときやつらい時に、市民の方で時間内であれば、30分の時間制限はありますけれども、傾聴して悩みを聞く取り組みで昨年度は3,742人の方が利用しています。

その他、精神保健福祉相談事業として、市民の方々に電話及び来所で様々な相談を受けて、中には精神科の医師による相談も受けています。

医師による対面相談は、昨年度は51回79人が利用しています。以上です。

(来村部会長)

ありがとうございました。それでは、議題3について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

(柴田委員)

歯科医師会の柴田です。協会けんぽの、咀嚼機能について、千葉市のZスコアがありましたが、この場で咀嚼能力がほとんど噛めない割合に関して、具体的にお伺いするのは難しいところ、非常に興味深い内容でしたので、今後ぜひ

情報交換させていただいて、歯科医師会としても対応できることがあれば前向きに検討していきたいと思っています。ほとんど噛めない人もいれば噛まない人もいますので、その辺の修正が必要かなと思ったりします。食事速度が速い人の割合に含まれるかもしれませんが、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思っています。

(豊田委員)

柴田委員にご指摘いただいた通り、「噛めない」のではなく「噛まない」のではという意見もございまして、どのように実態調査をすればよいか、という検証方法に課題があります。良い方法がございましたら、ご教授いただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

(來村部会長)

ありがとうございました。

他にご意見ご質問はありますか。

《意見・質問なし》

委員の皆様におかれましては、本日得た情報を、関連している事業所や機関に周知していただくと共に、連携・協働の糸口としていただければと思います。

次に、議題4「千葉市健康づくり推進事業所認証制度について」、事務局より説明をお願いいたします。

(和田健康推進課長)

健康推進課長の和田です。

議題(4)千葉市健康づくり推進事業所認証制度について、資料3-1と3-2に基づいて説明いたします。まずは資料3-1をご覧ください。千葉市健康づくり推進事業所認証制度は、千葉市内の事業所における健康づくりを応援する制度となります。労働安全衛生法の改正や国の健康経営優良法人認定制度の創設を踏まえ、令和5年7月に制度改正を行いました。旧制度からの移行期間を経て、昨年11月より新制度のみでの認証となりました。

それでは表紙を1枚めくっていただいて、2ページ目の認証制度の概要をご覧ください。こちらの制度では、市内事業所において、従業員の健康づくりに一定水準以上取り組む事業所を認証しており、特に、中小企業の認証を主眼に設定しています。国の健康経営優良法人認定制度等には至らず、十分な労働衛生、健康づくり施策の実施が困難な事業所などに認証を受けていただいて、健康経営を進めるための支援をしていきたいと考えています。

(2) 目的としましては、一つ目に、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる事業所を支援すること、二つ目に、就労者の生活習慣の改善や職場における健康づくりを促進する環境整備を図ることとしています。

続きまして3ページの中段に「認証区分」とありますが、取組状況に応じて、グリーン、ブルー、スカーレットの3つのクラスに分けて認証を行っています。グリーンクラスは、社内外に向けて健康宣言を行っていただくことで、認証しています。ブルークラスは、組織体制の整備や健康課題の把握、具体的な取組みを実施している事業所が対象となります。最上位のスカーレットクラスは、ブルークラスの取組みをさらに充実していただくとともに、PDCAによる取組みや地域貢献なども行っている事業所が対象となります。3段階に制度を分けることによって、まずは健康宣言からという事業所も、上位クラスへの移行に向けた取組みを通して段階的に職場での健康づくりを進めていただけるような制度となっています。認証の期間は、グリーンは毎年度の申請が必要ですが、ブルーとスカーレットについては、認証の翌年度末まで、としております。

4ページをご覧ください。クラスごとの認証基準をまとめておりまして、クラスの違いをご確認いただけます。例えば、3つめの「従業員の健康に関する環境づくり」において、6項目中4項目以上該当する事業所は、スカーレットの対象となるといった基準がそれぞれございます。

5ページをご覧ください。昨年12月1日現在のクラス別の認証状況をお示ししています。計70事業所を認証しており、グリーンが25事業所、ブルーが23、スカーレットが22となっています。

6ページをご覧ください。こちらは、業種別の認証状況を令和5年度末と昨年12月1日現在で比較をしています。青が令和5年度末、オレンジが昨年12月1日現在となっています。製造業、建設業、金融業・保険業、その他サービス業の認証が増加しています。その他サービス業としましては、測量や設備点検、調査等の業種となっています。

7ページは業種・クラス別の認証状況になります。スカーレットクラスは金融業・保険業、ブルーは医療・福祉が多く、グリーンは多くの業種で認証を受けていただいております。

8ページをご覧ください。こちらは従業員数別の認証状況です。冒頭の認証制度の概要でもご説明したとおり、本制度は中小事業所を主眼に設定している

こともありまして、50人未満の事業所が6割以上となっております。

10ページをご覧ください。今年度に実施した取組みを説明いたします。なお、今年度新規実施の取組みは赤字で記載しています。

まず、新規認証事業所を開拓するために、当部会委員の皆様の関係機関等にご協力いただき、啓発を行いました。

労働基準協会連合会の衛生管理者協議会に参加させていただいた他、労働基準協会が開催の労働安全衛生週間説明会や年末年始無災害運動説明会に参加させていただきました。

今年度新規にご協力いただいたこととしましては、千葉商工会議所様の会報誌への記事掲載、年賀名刺交換会でのリーフレットの配架を行いました。また、全国健康保険協会千葉支部様の健康保健委員研修会、こちらは本市歯科医師によるオンデマンド講演ですが、こちらでも制度紹介をさせていただいています。皆様のご協力をいただきまして、本制度の紹介の場をご提供いただきましたこと、大変ありがとうございました。引き続きのご協力をお願いできればと存じます。

次に、千葉市では、明治安田生命保険相互会社と連携協定を結んでいます。が、今年度は明治安田生命が協定を結んでいる千葉興業銀行から同行の顧客に対し、本制度を紹介いただいています。

その他、資料に記載の関係機関を通じて認証制度の周知啓発を行いました。

11ページをご覧ください。これまでも認証におけるインセンティブはいくつかございましたが、今年度はその充実を図りました。

ブルークラス以上の認証で使える、中小企業を対象とした千葉市の融資制度の利率優遇措置や、グリーンクラス以上の認証で使える千葉県信用保証協会の信用保証料の割引が新たにご利用いただけるようになりました。次に、推進事業所のPRとしましては、当課で作成・使用する封筒や市のホームページへの推進事業所名の掲載は従前より行っていますが、新たに、ジェイコムテレビの「千葉市からのお知らせ」の中で本事業の啓発とともに、スカーレットクラスの事業所名を表示しました。また、健康経営フォーラムとして、先進的な取組みを行っている県内他市の事業所にお越しいただき、健康経営に係る取組み等の講演と、参加いただいた推進事業所を交えて情報や意見交換を行いました。なお、意見交換に際しては、本日お休みですが本部会の石丸委員にファシリテーターを担っていただきました。

12ページをご覧ください。インセンティブの続きとなります。出前講座は

以前よりインセンティブとして掲げていますが、より使いやすくするために具体的な講座内容の提示を行いました。資料３－２「令和６年度 千葉市健康づくり推進事業所 出前講座 一覧」をご覧ください。こちらの資料には事業所の担当者が利用しやすいように、本部会に参画いただいております産業保健総合支援センター、全国健康保健協会千葉支部が実施する講座の名称を併記いたしまして、私ども市が行う講座と一体的な周知を実施しました。

資料３－１の１２ページに戻りまして、出前講座の今年度の実績は、実施済が３件、今年度内実施予定が３件、産業保健総合支援センター、全国健康保健協会千葉支部へはそれぞれ１件ずつ申込がありました。続きまして、３つ目にあります新規認証事業所訪問です。旧制度からの移行ではなく、今年度新たに認証を受けた事業所を保健師が訪問し、現状の把握と活用可能事業の紹介や取組み継続のための支援を行いました。

１３ページをご覧ください。こちらはその訪問で把握した状況をまとめたものになります。訪問の内訳は資料に記載のとおりです。訪問を通して、健診の受診率は良いのですが、受けた後の措置がなされていない状況や、健康づくりを推進される担当者の苦労があることが分かりました。また、申請に際して書類準備など事業者の負担軽減などに関する要望や、本認証制度を知らない事業者はまだ多いので効果的な周知をしてはどうかなどの意見を伺うことができました。

引き続き、認証事業所が行う健康づくりの取組みに対し支援を行っていくとともに、委員の皆様におかれましても、ぜひ引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。私からの説明は以上です。

（来村部会長）

ありがとうございます。

健康づくり推進事業所認証制度の内容が充実していけば、まさに地域と職域が連携した取り組みとなりますので、ぜひ本部会でも意見交換し、事業所の健康づくりを進めていければと思います。

それでは、議題４について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

《意見・質問なし》

次に、議題５「その他」になります。事務局より説明をお願いいたします。

（和田健康推進課長）

健康推進課長の和田です。

次第の議題（５）アの「令和５・６年度地域・職域連携推進部会委員間におけ

る連携・協働の取組みについて」、及びイの「千葉市口腔保健支援センター」について、まず、アの昨年度と今年度の本部会委員間の連携・協働の取組みですが、委員の皆様の実績報告とあわせて照会いたしました連携・協働の取組みについて報告いたします。

資料４－１をご覧ください。こちらに掲載する取組みにつきましては、リーフレットの配布等といった協力内容ではなく、各機関の事業を活用した連携・協働の取組みを掲載しています。

時間の都合上、全ての説明は省略させていただきますが、資料のNo.4の③とNo.5の①に記載の取組みは、先ほどの議題でも説明しましたが、健康づくり推進事業所を対象とした出前講座において、全国健康保険協会千葉支部および千葉産業保健総合支援センターと連携・協働し、双方の事業を出前講座の一部とし、認証事業所が一体的に各機関の事業を活用できるよう、案内リーフレットを作成し、周知および実施をしています。

本日も欠席ではありますが、千葉産業保健総合支援センターからも、一体的なリーフレットとしたことで、本案内を通じて千葉産業保健総合支援センターが実施する講座につながったと伺っており、この取組みは次年度も継続していく予定です。地域・職域連携推進事業の目的の一つに、各関係機関の横のつながりが深まり、連携・協働による効果的な事業実施が掲げられています。そのため、本部会や委員の皆様の日頃の取組みを通じ、各委員間の連携協働が広がることは、就労世代や事業所の健康に寄与することにつながり、本部会がその一助になればと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に（イ）千葉市口腔保健支援センターについてです。資料４－２をご覧ください。千葉市口腔保健支援センターは、昨年４月に関係機関との連携を強化し、生涯を通じた総合的な歯科口腔保健施策を行い、市民や市内事業所の職員の皆さまの口腔の健康づくりの推進を図るため、健康推進課内に設置したところです。歯周病予防対策の一つとして、市内の事業所へ出向き、歯科医師や歯科衛生士がセミナーや口腔ケアの指導を行っています。歯や口腔の健康は全身の健康、ひいては仕事の効率にも影響する、青年期・壮年期の健康課題の一つです。是非委員の皆様の各所属や関係する事業所へ本事業を紹介していただき、または、活用いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

（来村部会長）

ありがとうございました。それでは、議題5「その他」について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

《意見・質問なし》

では、全体を通して、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

《意見・質問なし》

他に無いようですので、以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきます。皆様方のご協力により、円滑に審議を進めることができました。誠にありがとうございました。

以上で、令和6年度千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会を閉会いたします。この後は、事務局の方にお返しします。

(石原健康推進課長補佐)

来村部会長、ありがとうございました。

次回の部会は、来年度の開催となります。近くなりましたら、また委員の皆様にご案内いたします。それでは、本日の会議は、これをもちまして、終了となります。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

令和6年度千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会議事録を承認します。

署名人 来村 昌紀

自署または記名押印



